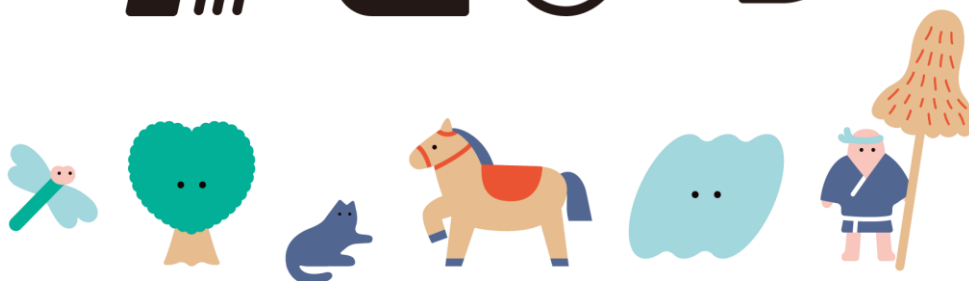


令和8年度

町税の概要



かしまつ



笠松町

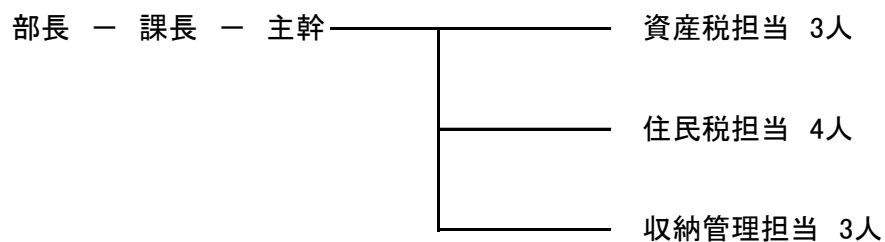
目 次

1 税務組織と事務分掌	1
(1) 税務組織と職員数	1
(2) 事務分掌	1
2 町税の税率等	2
3 財政と町税	5
(1) 令和8年度一般会計予算額	5
(2) 一般会計予算額の推移	5
(3) 令和8年度町税の予算額	6
(4) 一般会計決算額の推移	6
(5) 町税決算額	7
4 町民税	8
(1) 個人町民税納税義務者数	8
(2) 個人町民税業種別課税状況	8
(3) 個人町民税課税標準額の段階別所得割額の構成比	9
(4) 個人県民税確定按分率、個人町民税平均税率	9
(5) 総所得金額等	10
(6) 所得控除額等	10
(7) 税額控除額等	11
(8) 法人町民税納税義務者数	11
(9) 法人町民税調定額	11
5 固定資産税	12
(1) 納税義務者数	12
(2) 地価公示、地価調査	12
(3) 土地の概要	13
(4) 家屋の概要	14
(5) 種別による新增築課税状況	14
(6) 償却資産の概要	15
(7) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金決算額	15
6 軽自動車税	16
(1) 軽自動車税課税状況	16
(2) 三輪の軽自動車、四輪以上の軽自動車の内訳	17
(3) かさまるくんナンバープレートの交付状況	18
7 町たばこ税	18
8 納税	19
(1) 収納の状況	19
(2) 不納欠損の状況	20
(3) 収入未済額(翌年度繰越額)の状況	20
(4) 執行停止の状況	20
(5) 督促状発送件数と督促手数料、延滞金の状況	21
(6) 強制執行(差押、交付要求、搜索、公売)の実施状況	21
(7) 換価の状況	21
(8) 令和8年度税目別納付方法	22
(9) コンビニエンスストア収納の状況	22
(10) 決済アプリ(PayB、LINE Pay、Pay Pay)による納付の状況	22
(11) 口座振替による納付の状況	22
9 その他	23
(1) 税務証明書等件数・手数料	23
(2) 町税収納に係る手数料	23
(3) 主な税制改正	24
(4) 事務電算化の経緯	30
(5) 調整給付金事務	32
(6) 相続財産清算人制度の活用	32

1 税務組織と事務分掌

(1) 税務組織と職員数

(令和8年4月1日現在)



(2) 事務分掌

税務課	事 務 分 掌
資 産 税 担 当	1 固定資産税の賦課に関する事 2 土地台帳及び家屋台帳等の整備に関する事 3 固定資産の評価に関する事 4 町税の減免及び異議申出に関する事
住 民 税 担 当	1 町民税の賦課に関する事 2 軽自動車税に関する事 3 町たばこ税に関する事 4 国税及び県税との連絡調整に関する事 5 町税に関する証明及び閲覧に関する事 6 自動車の臨時運行許可業務に関する事
収 納 管 理 担 当	1 町税等の滞納処分に関する事 2 町税及び国民健康保険税の督促に関する事 3 町税等の催告に関する事 4 町税等の滞納処分の収納に関する事 5 税務調査に関する事 6 町税及び国民健康保険税の徴収猶予及び欠損処分に関する事 7 町税の徴収嘱託及び他市町村税の徴収受託に関する事 8 町税等の口座振替及びコンビニ収納に関する事

2 町税の税率等

税 目	課 税 標 準 等	税 率	徴 収 方 法 ・ 納 期																										
町 民 税 (個 人)	個人住民税は、均等割と所得割からなっています。均等割は、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担するもので、所得割は、給与所得、営業所得、不動産所得等に応じて負担するものです。	・均等割 3,000円 ※H26～R5は復興特別税500円を加算 ・所得割 6%	普通徴収 第1期 6月 第2期 8月 第3期 10月 第4期 1月																										
	○均等割額 定額 (右のとおり) ○所得割の計算方法 (所得金額－所得控除額)×税率 (10%)－税額控除額＝所得割額 ☆非課税限度額 均等割 合計所得金額≦28万× (扶養家族+1)+10万+16.8万 (扶養家族ありの場合加算) 所得割 総所得金額≦35万× (扶養家族+1)+10万+32万 (扶養家族ありの場合加算)	〈参考・県民税〉 ・均等割 1,000円 ※H24～R8は清流の国ぎふ森林・環境税1,000円を加算 ※H26～R5は復興特別税500円を加算 ・所得割 4% 〈参考・国税〉 ・R6～森林環境税 1,000円	特別徴収 (給与) 6月～翌年5月 翌月10日までに納入 (公的年金) 年6回(偶数月) 翌月10日までに納入																										
町 民 税 (法 人)	○ 均等割		申告納付 事業年度終了日から2か月以内に申告納付																										
	<table><tr><th>資本金の金額</th><th>町内の従業員数</th><th>税率(年額)</th></tr><tr><td rowspan="2">1千万円以下</td><td>50人以下</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>120,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td><td>50人以下</td><td>130,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>150,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td><td>50人以下</td><td>160,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>400,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">50億円超</td><td>50人以下</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>50人超</td><td>3,000,000円</td></tr></table>			資本金の金額	町内の従業員数	税率(年額)	1千万円以下	50人以下	50,000円	50人超	120,000円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	50人超	150,000円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	50人超	400,000円	10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円	50人超	1,750,000円	50億円超	50人以下	410,000円
資本金の金額	町内の従業員数	税率(年額)																											
1千万円以下	50人以下	50,000円																											
	50人超	120,000円																											
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円																											
	50人超	150,000円																											
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円																											
	50人超	400,000円																											
10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円																											
	50人超	1,750,000円																											
50億円超	50人以下	410,000円																											
	50人超	3,000,000円																											
○ 法人税割 法人税× 6.0% (R元.10事業開始～) ※H26.9事業開始まで: 12.3% ※R元.9事業開始まで: 9.7%																													
固 定 資 産 税	原則として、固定資産課税台帳に登録された土地、家屋、償却資産のそれぞれの価格。(ただし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定)	税率 1.4% 免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却 150万円未満	普通徴収 第1期 4月 第2期 7月 第3期 9月 第4期 12月																										

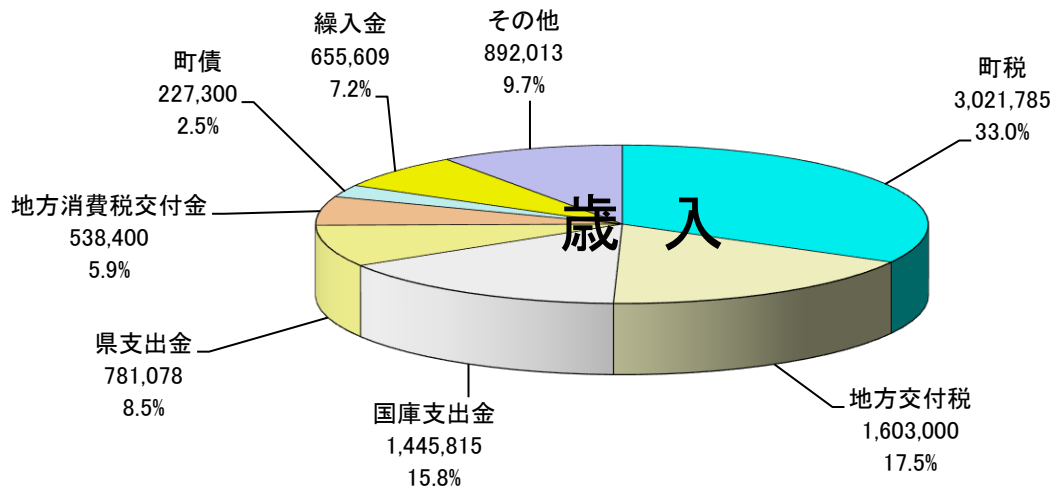
税 目		課 税 標 準 等		税 率		徴 収 方 法 ・ 納 期				
軽 自 動 車 税		普通徴収 5月								
				27年度まで ※1	28年度以降	28年度以降 重課 ※2	令和8年度 軽課 ※3			
		原 付	50CC以下		1,000円	2,000円				
			特定小型 ※6			2,000円				
			新基準原付 ※7			2,000円				
			90CC以下		1,200円	2,000円				
			125CC以下		1,600円	2,400円				
			ミニカー		2,500円	3,700円				
		軽 自 動 車	二輪のもの (125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円		⑫…令和12年度燃費基 ⑫*90%…⑫の90%達成車かつ令 和2年度燃費基準達成車かつ ※5		
			ボートトレーラー		2,400円	3,600円		電気等※4 約75%軽減	⑫*90% 約50%軽減	
			三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	
			四 輪 以 上	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円
					自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	
				貨 物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	
					自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	
			小型 特殊	農耕用		1,600円	2,400円			
		その他		4,700円	5,900円					
		二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円					
		※1 平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた軽四輪・軽三輪は平成27年度の税率を適用								
※2 平成28年度から最初の新規検査以降13年を経過した軽四輪・軽三輪は重課を適用										
※3 一定の条件を満たした軽四輪・軽三輪に課税される軽自動車税種別割について最初の1年度に限り、グリーン化特例(軽課)を適用										
※4 電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準より10%低減達成)										
※5 平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車										
※6 令和5年7月1日より、定格出力が0.6kW以下で長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下等の条件を満たすものを特定小型原付(キックボード等)として区分を新設。										
※7 令和7年4月1日より、125cc以下で最高出力が4.0kW以下の二輪のものを原付1種(新基準原付)として区分を新設。										

税 目	課 税 標 準 等	税 率	徴 収 方 法 ・ 納 期
特別土地保有税	土地の取得価格もしくは修正・取得価格 【平成15年度以降新規分の課税停止】	・保有に対するもの 税率 1.4% ・取得に対するもの 税率 3% 免税点 5, 000㎡未満	申告納付 1月1日現在の保有 5月31日 1月1日前1年以内の取得 2月末日 7月1日前1年以内の取得 8月31日
町 た ば こ 税	売り渡し又は消費等に係る製造 たばこの合計本数	1,000本あたり 6,552円	申告納付 翌月末

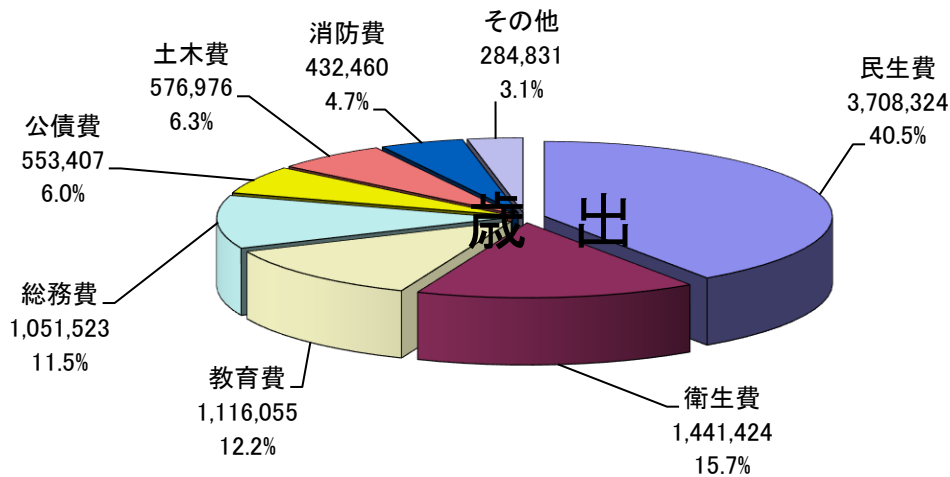
3 財政と町税

(1) 令和8年度一般会計当初予算額

(単位: 千円)

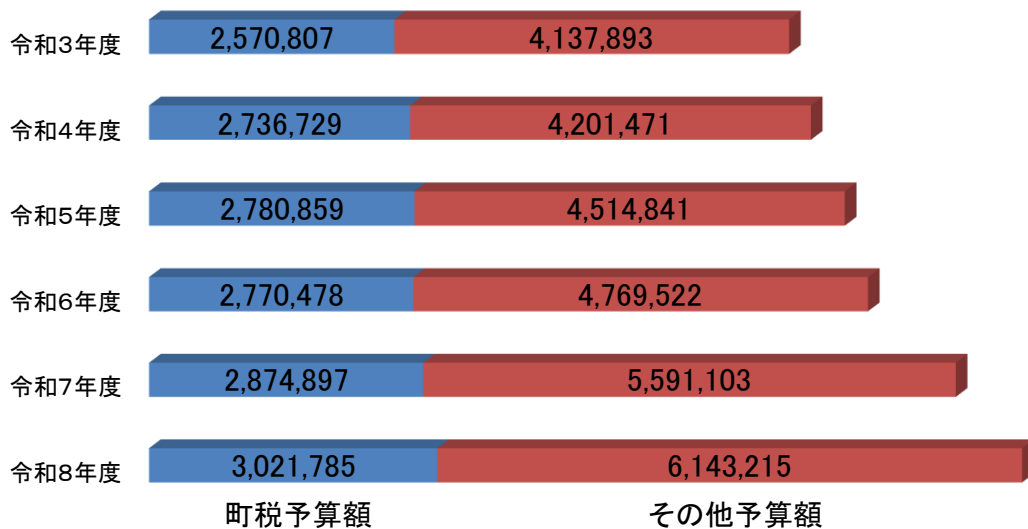


歳入歳出予算総額 91億6,500万円



(2) 一般会計予算額の推移

(単位: 千円)



(3) 令和8年度町税の予算額

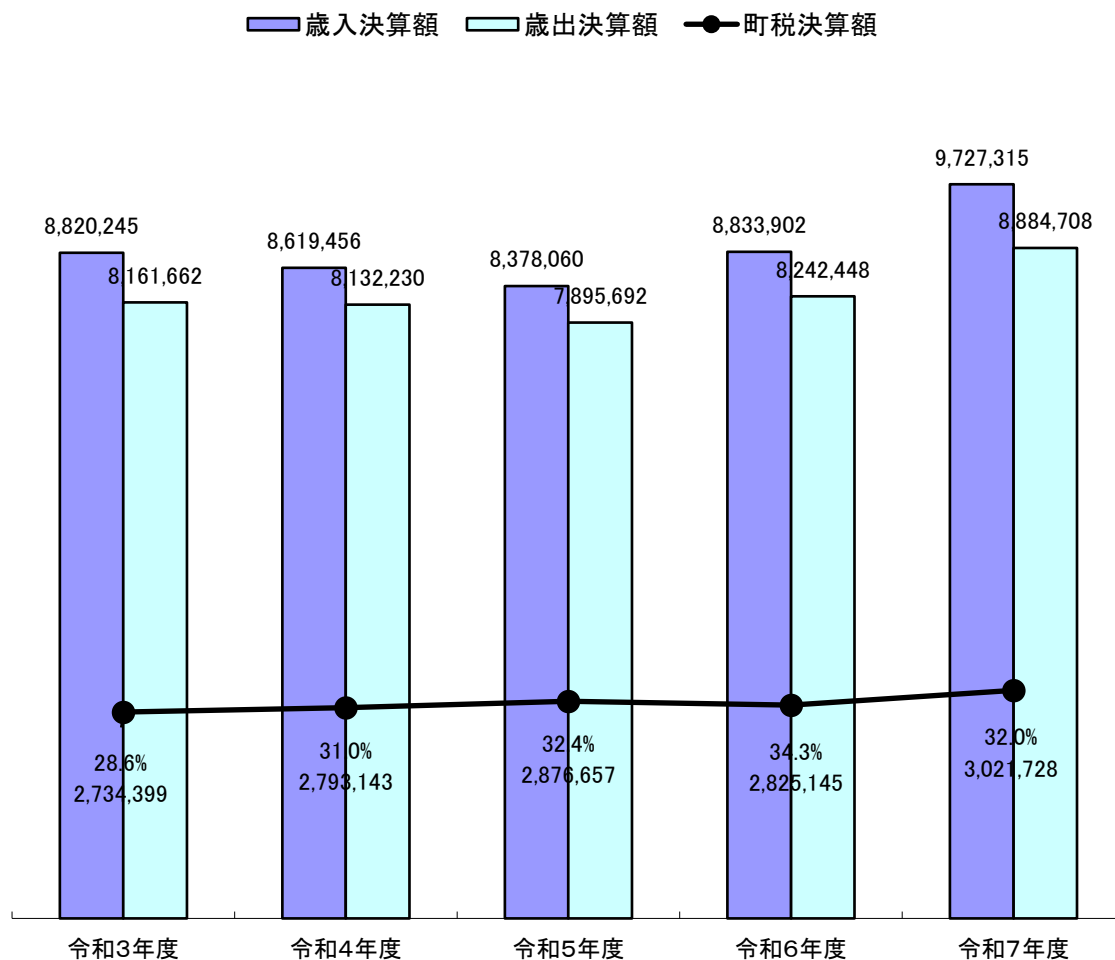
(単位:千円)

	令和8年度	構成比	対前年比	令和7年度	構成比
町 民 税 (個 人)	1,364,000	45.1%	106.4%	1,282,000	44.6%
町 民 税 (法 人)	135,200	4.5%	116.4%	116,200	4.1%
固 定 資 産 税	1,322,200	43.8%	103.2%	1,281,200	44.6%
交 付 金	684	0.0%	111.0%	616	0.0%
軽 自 (環 境 性 能 割)	0	0.0%	0.0%	3,480	0.1%
軽 自 (種 別 割)	61,600	2.0%	106.0%	58,100	2.0%
町 た ば こ 税	138,101	4.6%	103.6%	133,301	4.6%
合 計	3,021,785	100.0%	105.1%	2,874,897	100.0%

※令和8年3月31日で軽自動車税(環境性能割)は廃止

(4) 一般会計決算額の推移

(単位:千円)



(5) 町税決算額

令和7年度

(単位：千円)

	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 納 率
町 民 税 (個 人)	1,282,000	1,423,963	1,348,260	94.7%
町 民 税 (法 人)	116,200	145,768	143,457	98.4%
固 定 資 産 税	1,281,200	1,370,693	1,322,791	96.5%
交 付 金	616	616	616	100.0%
軽自(環境性能割)	3,480	5,104	5,104	100.0%
軽自(種別割)	58,100	65,858	61,968	94.1%
町 た ば こ 税	133,301	139,532	139,532	100.0%
合 計	2,874,897	3,151,534	3,021,728	95.9%

令和6年度

(単位：千円)

	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 納 率
町 民 税 (個 人)	1,139,910	1,266,764	1,188,441	93.8%
町 民 税 (法 人)	112,000	142,349	139,997	98.3%
固 定 資 産 税	1,230,600	1,340,358	1,291,467	96.4%
交 付 金	617	617	617	100.0%
軽自(環境性能割)	2,660	4,516	4,516	100.0%
軽自(種別割)	55,700	64,286	60,254	93.7%
町 た ば こ 税	133,301	139,853	139,853	100.0%
合 計	2,674,788	2,958,743	2,825,145	95.5%

令和5年度

(単位：千円)

	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 納 率
町 民 税 (個 人)	1,235,800	1,338,341	1,258,441	94.0%
町 民 税 (法 人)	108,800	137,807	135,272	98.2%
固 定 資 産 税	1,253,900	1,330,484	1,281,306	96.3%
交 付 金	694	694	694	100.0%
軽自(環境性能割)	2,564	3,118	3,118	100.0%
軽自(種別割)	54,800	61,895	57,848	93.5%
町 た ば こ 税	124,301	139,978	139,978	100.0%
合 計	2,780,859	3,012,317	2,876,657	95.5%

令和4年度

(単位：千円)

	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 納 率
町 民 税 (個 人)	1,196,500	1,296,977	1,218,308	93.9%
町 民 税 (法 人)	109,400	122,325	119,967	98.1%
固 定 資 産 税	1,250,100	1,303,434	1,256,017	96.4%
交 付 金	691	691	691	100.0%
軽自(環境性能割)	2,137	3,180	3,180	100.0%
軽自(種別割)	53,800	59,810	56,181	93.9%
町 た ば こ 税	124,101	138,799	138,799	100.0%
合 計	2,736,729	2,925,216	2,793,143	95.5%

令和3年度

(単位：千円)

	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	収 納 率
町 民 税 (個 人)	1,088,400	1,276,234	1,206,177	94.5%
町 民 税 (法 人)	108,800	114,079	111,297	97.6%
固 定 資 産 税	1,197,700	1,279,789	1,229,653	96.1%
交 付 金	716	717	717	100.0%
軽自(環境性能割)	1,890	2,027	2,027	100.0%
軽自(種別割)	52,300	56,828	53,292	93.8%
町 た ば こ 税	121,001	131,236	131,236	100.0%
合 計	2,570,807	2,860,910	2,734,399	95.6%

4 町民税

(1) 個人町民税納税義務者数

(単位:人)

年 度 区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総 数	納税義務者数	11,566	11,764	12,027	11,976
	均等割のみ	1,132	1,902	1,105	1,018
	均等割・所得割	10,434	9,862	10,922	10,958
普 通 徴 収	納税義務者数	2,351	2,340	2,265	2,136
	均等割のみ	351	590	282	227
	均等割・所得割	2,000	1,750	1,983	1,909
特 別 徴 収	納税義務者数	9,215	9,424	9,762	9,840
	均等割のみ	781	1,312	823	791
	均等割・所得割	8,434	8,112	8,939	9,049
特別徴収義務者数		3,931	4,053	4,097	4,193
森林環境税(国税)			11,725	11,989	11,946

資料:課税状況等の調

(2) 個人町民税業種別課税状況

(単位:人:千円)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給 与 所 得 者	納税義務者数	9,286	9,468	9,671	9,546
	均 等 割 額	32,500	28,404	29,013	28,638
	所 得 割 額	987,303	940,706	1,076,628	1,131,956
	計	1,019,803	969,110	1,105,641	1,160,594
営 業 所 得 者	納税義務者数	470	465	473	496
	均 等 割 額	1,645	1,395	1,419	1,488
	所 得 割 額	59,979	57,671	64,705	68,816
	計	61,624	59,066	66,124	70,304
農 業 所 得 者	納税義務者数	1	1	2	1
	均 等 割 額	4	3	6	3
	所 得 割 額	145	0	866	258
	計	149	3	872	261
そ の 他	納税義務者数	1,809	1,830	1,881	1,933
	均 等 割 額	6,332	5,490	5,643	5,799
	所 得 割 額	140,120	140,491	152,733	151,739
	計	146,452	145,981	158,376	157,538
合 計	納税義務者数	11,566	11,764	12,027	11,976
	均 等 割 額	40,481	35,292	36,081	35,928
	所 得 割 額	1,187,547	1,138,868	1,294,932	1,352,769
	計	1,228,028	1,174,160	1,331,013	1,388,697

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
退 職	納税義務者数	47	39	47
	税 額	37,569	5,683	9,637

資料:課税状況等の調

(3) 個人町民税課税標準額の段階別所得割額の構成比

(単位:人・%)

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
10万円以下の金額	462	4.43	33	0.34	434	3.97	335	3.06
10万円を超え100万円以下	3,241	31.06	2,905	29.46	3,296	30.18	3,080	28.11
100万円を超え200万円以下	3,196	30.63	3,154	31.98	3,147	28.81	3,214	29.33
200万円を超え300万円以下	1,833	17.57	1,927	19.54	2,020	18.50	2,108	19.24
300万円を超え400万円以下	801	7.68	878	8.90	968	8.86	1,049	9.57
400万円を超え550万円以下	469	4.49	525	5.32	562	5.15	618	5.64
550万円を超え700万円以下	159	1.52	170	1.72	195	1.79	220	2.01
700万円を超え1,000万円以下	130	1.25	135	1.37	161	1.47	187	1.70
1,000万円超え	143	1.37	135	1.37	139	1.27	147	1.34
合 計	10,434	100.00	9,862	100.00	10,922	100.00	10,958	100.00

資料:課税状況等の調

(4) 個人県民税確定按分率、個人町民税平均税率

年度	確定按分率		平均税率
	右記以外	令和5年度以前課税分	
令和3年度	0.4004973253	同左	6.0%
令和4年度	0.4004889123	同左	6.0%
令和5年度	0.4004759081	同左	6.0%
令和6年度	0.3977080180	0.3999186600	6.0%
令和7年度	0.3978217988	0.3999148654	6.0%

資料:課税状況等の調及び県徴収金の清算に関する報告書

(5) 総所得金額等

(単位:人:千円)

所得区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
給 与 所 得 者	8,638	28,740,104	8,334	29,336,802	9,005	31,000,914	9,003	32,476,226
営 業 所 得 者	390	1,638,582	340	1,598,782	400	1,544,714	430	1,746,326
農 業 所 得 者	1	3,342	0	0	1	16,737	1	7,033
そ の 他 の 所 得	1,271	2,921,587	1,023	2,580,009	1,327	2,981,423	1,354	3,174,939
譲渡等所得者(総合課税)	134	810,802	165	853,590	189	1,186,855	170	891,413
計	10,434	34,114,417	9,862	34,369,183	10,922	36,730,643	10,958	38,295,937
譲渡等所得者(分離課税)	(上記に含む)	1,429,352	(上記に含む)	1,991,464	(上記に含む)	2,019,593	(上記に含む)	1,846,049
合 計 A	10,434	35,543,769	9,862	36,360,647	10,922	38,750,236	10,958	40,141,986

資料:課税状況等の調

(6) 所得控除額等

(単位:人:千円)

控 除 区 分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
雑 損	0	0	0	0	1	226	1	2,841
医 療 費 (セルフメディケーション)	1,307 (5)	263,730 (37)	1,175 (3)	252,461 (46)	1,355 (4)	295,236 (122)	1,344 (9)	294,470 (198)
社 会 保 険 料	10,103	5,960,940	9,638	6,092,279	10,559	6,538,749	10,671	6,866,824
小規模企業共済等掛金	798	219,501	828	237,357	925	260,840	1,011	287,954
生 命 保 険 料	7,848	385,701	7,504	371,075	8,040	390,652	8,074	389,240
地 震 保 険 料	2,916	20,779	2,874	19,438	3,129	20,957	3,173	21,054
障 害 者 (普 通)	234	63,960	218	59,280	283	75,400	295	80,340
障 害 者 (特 別)	194	59,400	169	51,900	201	61,800	188	57,900
寡 婦(R3~)	87	22,620	74	19,240	92	23,920	89	23,140
ひとり親 (R3~)	126	37,800	101	30,300	137	41,100	132	39,600
勤 労 学 生	1	260	0	0	2	520	3	780
配 偶 者 (一 般)	1,504	493,020	1,369	449,790	1,428	467,500	1,505	492,690
配 偶 者 (老 人)	368	139,590	284	107,550	377	142,640	396	150,480
配 偶 者 特 別	612	179,330	591	170,280	611	174,270	407	115,370
扶 養 (一 般)	764	284,790	723	264,660	831	318,780	838	317,790
扶 養 (特 定)	492	247,500	446	226,350	469	230,850	441	211,950
扶 養 (老 人)	114	49,400	102	42,940	120	49,400	114	46,360
扶 養 (同居老親)	459	227,250	385	184,950	403	194,400	338	189,000
同居特障加算	107	25,070	89	20,930	101	23,690	99	23,230
特定親族特別(R8~)							21	9,820
基 礎	10,392	4,467,580	9,805	4,215,310	10,880	4,677,980	10,917	4,693,750
合 計 B		13,148,221		12,816,090		13,988,910		14,314,583
A-B 課税標準額		22,395,548		25,934,146		24,761,326		25,827,403

資料:課税状況等の調

(7) 税額控除額等

(単位:人・千円)

控 除 区 分	令和7年度		令和8年度	
	人 員	金 額	人 員	金 額
配 当	181	2,193	184	2,130
住 宅 借 入 金 等	606	25,377	610	26,612
寄 附 金	1,928	74,154	2,038	82,627
外 国 税 額	10	5	6	9
配 当 割 額	160	4,120	140	3,615
株式等譲渡所得割額	60	2,415	52	4,843
定 額 減 税	56	336		

(8) 法人町民税納税義務者数

(単位:法人)

均 等 割 額	号数		年度	3	4	5	6	7
	法第312条第1項第1号に該当する法人			474	477	481	490	490
	〃	2	〃	5	6	4	4	3
	〃	3	〃	75	81	81	82	85
	〃	4	〃	10	11	12	12	11
	〃	5	〃	14	16	14	15	13
	〃	6	〃	1	1	1	1	1
	〃	7	〃	19	19	22	24	27
	〃	8	〃	2	2	2	1	2
	〃	9	〃	3	3	2	2	2
	均 等 割 額 納 税 義 務 者 数 計			603	616	619	631	634
	法 人 税 割 額 納 税 義 務 者 数			240	228	248	263	266

資料:課税状況等の調 (48①)

(9) 法人町民税調定額

(単位:千円)

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現 年 課 税 分	現 事 業 年 度 分	均 等 割	55,682	59,315	53,960	60,466	59,536
		法 人 税 割	53,612	59,820	72,639	78,684	83,454
		計	109,294	119,135	126,599	139,150	142,990
	過 事 業 年 度 分	均 等 割	757	337	235	566	488
		法 人 税 割	1,528	881	8,765	650	317
		計	2,285	1,218	9,000	1,216	805
	合 計	均 等 割	56,439	59,652	54,195	61,032	60,024
		法 人 税 割	55,140	60,701	81,404	79,334	83,771
		計	111,579	120,353	135,599	140,366	143,795

5 固定資産税

(1) 納税義務者数(免税点以上)

(単位:人)

	土 地	家 屋	償 却 資 産	計
令 和 3 年 度	7,359	6,876	360	14,595
令 和 4 年 度	7,458	6,977	389	14,824
令 和 5 年 度	7,536	7,068	393	14,997
令 和 6 年 度	7,625	7,138	404	15,167
令 和 7 年 度	7,695	7,218	405	15,318
令 和 8 年 度	7,731	7,250	419	15,400

資料 : 概要調書報告書

(2) 地価公示、地価調査

地価公示(1月1日)国

(単位:円)

所 在 地	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
下本町12番	58,100	57,500	56,900			
東陽町12番3				58,000	58,100	58,300
二見町76番3	52,500	52,300	52,300	52,400	52,500	52,600
円城寺高島645番	42,200	41,800	41,500	41,300	41,200	41,200
米野黍島577番5	39,200	38,800	38,500	38,300	38,200	38,100

地価調査(7月1日)県

(単位:円)

所 在 地	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
美笠通2丁目21番外	58,000	57,800	57,800	57,800	57,800
長池松ヶ枝572番3	46,200	46,200	46,200	46,200	46,200
門間村前1793番	29,500	29,200	29,000	28,800	28,500

(注) 令和7年8月1日現在

(3) 土地の概要

区 分	年度	田		畑		宅 地	原 野	雑種地	合 計
		一般田	市街化区域田	一般畑	市街化区域畑				
評価総地積 (千㎡)	4	550	505	397	253	3,018	19	629	5,371
	5	545	488	398	249	3,044	19	625	5,368
	6	542	463	399	243	3,070	19	631	5,367
	7	535	448	397	237	3,089	19	639	5,364
	8	531	433	390	227	3,109	19	654	5,363
決定価格 (総 額) (千円)	4	43,859	6,798,376	22,736	4,303,323	80,317,896	31,425	11,731,599	103,249,214
	5	43,453	6,519,847	22,844	4,205,031	80,676,760	31,378	11,546,115	103,045,428
	6	43,184	5,542,187	22,948	4,082,883	81,234,450	27,866	11,591,747	102,545,265
	7	42,645	5,333,326	22,787	3,962,293	81,644,068	27,812	11,705,204	102,738,135
	8	42,311	5,124,881	22,340	3,832,238	82,025,307	27,753	11,901,189	102,976,019
課税標準額 (総 額) (千円)	4	43,859	2,338,077	22,736	1,485,257	29,692,232	21,925	8,178,805	41,782,891
	5	43,453	2,249,212	22,844	1,451,132	29,734,243	21,896	8,050,607	41,573,387
	6	43,184	1,923,532	22,948	1,413,460	29,941,725	19,501	8,059,707	41,424,057
	7	42,645	1,858,609	22,787	1,370,627	29,921,547	19,463	8,145,890	41,381,568
	8	42,311	1,796,506	22,340	1,320,218	29,941,120	19,422	8,284,005	41,425,922
評価総筆数 (筆)	4	908	892	1,338	719	18,474	90	1,945	24,366
	5	902	852	1,334	705	18,649	90	1,954	24,486
	6	893	814	1,333	692	18,804	90	1,979	24,605
	7	883	794	1,328	670	18,885	90	2,009	24,659
	8	877	767	1,318	653	18,909	90	2,019	24,633
平均価格 (円/㎡)	4	80	13,464	57	16,996	26,619	1,628	18,657	19,224
	5	80	13,371	57	16,909	26,506	1,625	18,464	19,197
	6	80	11,972	57	16,777	26,461	1,443	18,371	19,105
	7	80	11,915	57	16,722	26,429	1,440	18,313	19,154
	8	80	11,844	57	16,874	26,386	1,437	18,194	19,202

(4) 家屋の概要

年 度	棟数(棟)	床面積(㎡)	決定価格(千円)	平均価格(円/㎡)
木 造	3	7,687	847,849	18,001,890
	4	7,701	853,367	18,896,690
	5	7,749	861,130	20,004,896
	6	7,771	866,957	20,523,253
	7	7,798	875,506	22,111,605
	8	7,827	884,549	23,450,185
非 木 造	3	3,577	771,326	21,501,809
	4	3,570	763,705	21,744,646
	5	3,587	763,167	21,885,785
	6	3,573	767,851	21,548,714
	7	3,580	769,227	21,991,357
	8	3,580	772,874	22,658,052
合 計	3	11,264	1,619,175	39,503,699
	4	11,271	1,617,072	40,641,336
	5	11,336	1,624,297	41,890,681
	6	11,344	1,634,808	42,071,967
	7	11,378	1,644,733	44,102,962
	8	11,407	1,657,423	46,108,237

資料：概要調書報告書

(5) 種別による新增築課税状況

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
木 造 家 屋	専 用 住 宅	棟 数 (棟)	99	96	129	119	108	94
		床 面 積 (㎡)	11,751	10,694	14,446	12,929	11,209	10,969
		決 定 価 格(千円)	865,267	780,886	1,057,371	1,177,933	1,014,082	992,691
	そ の 他	棟 数 (棟)	2	7	6	6	17	13
		床 面 積 (㎡)	617	2,385	1,546	935	7,005	4,727
		決 定 価 格(千円)	45,076	158,239	97,580	78,603	597,536	404,316
木 造 以 外 の 家 屋	棟 数 (棟)		24	27	23	16	28	18
	床 面 積 (㎡)		2,709	6,053	2,080	8,035	5,644	5,792
	決 定 価 格(千円)		217,264	442,288	171,507	691,688	624,233	693,880
合 計	棟 数 (棟)		125	130	158	141	153	125
	床 面 積 (㎡)		15,077	19,132	18,072	21,899	23,858	21,488
	決 定 価 格(千円)		1,127,607	1,381,413	1,326,458	1,948,224	2,235,851	2,090,887

資料：概要調書報告書

(6) 償却資産の概要

(ア) 課税標準額3千万円以上の償却資産の納税義務者数

(単位:人)

区 分 \ 年 度	3	4	5	6	7	8
納 税 義 務 者	53	56	60	60	68	67

資料 : 概要調書報告書

(イ) 課税標準額

(単位:千円)

年 度		3	4	5	6	7	8
区 分							
町長が価格等を決定したもの	構 築 物	1,271,665	1,425,916	1,439,781	1,596,133	1,909,063	2,338,504
	機 械 及 び 装 置	3,438,847	3,657,051	4,049,039	4,135,216	4,296,919	4,421,040
	船 船		900	506			
	車 両 及 び 運 搬 具	41,382	55,982	42,783	65,063	88,317	92,134
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	1,776,223	1,775,946	1,845,916	1,927,678	2,011,782	2,136,436
	小 計	6,528,117	6,915,795	7,378,025	7,724,090	8,306,081	8,988,114
法第三八九条関係	総 務 大 臣 配 分	2,861,196	2,822,342	3,000,032	3,082,713	3,105,516	3,181,578
	知 事 配 分	0	0	0	0	0	0
	小 計	2,861,196	2,822,342	3,000,032	3,082,713	3,105,516	3,181,578
合 計		9,389,313	9,738,137	10,378,057	10,806,803	11,411,597	12,169,692

資料 : 概要調書報告書

(7) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金決算額

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6	7
岐 阜 県	245	232	248	181	177	183
地 方 競 馬 組 合	563	485	443	436	439	501
合 計	808	717	691	617	616	684

6 軽自動車税

(1) 軽自動車税課税状況

(単位:台・円)

				令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
				台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額
環境性能割	軽自動車	乗用	営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36,800
			自家用	58	952,300	92	2,054,700	92	2,115,000	169	3,392,000	146	3,283,300
		貨物用	営業用	0	0	0	0	0	0	6	94,100	11	612,500
			自家用	53	1,075,400	50	1,125,000	48	1,003,200	46	1,030,300	51	1,171,400
	合 計			111	2,027,700	142	3,179,700	140	3,118,200	221	4,516,400	209	5,104,000

(単位:台・円)

				令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		
				台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	
種別割	原動機付自転車	一種(50cc以下)		317	634,000	305	610,000	311	622,000	305	610,000	295	590,000	285	570,000	
		特定小型						0	0	0	0	5	10,000	6	12,000	
		二種乙(50cc超え90cc以下)		28	56,000	32	64,000	27	54,000	25	50,000	25	50,000	24	48,000	
		二種甲(90cc超え125cc以下)		106	254,400	102	244,800	112	268,800	118	283,200	120	288,000	119	285,600	
		ミニカー		6	22,200	8	29,600	9	33,300	9	33,300	8	29,600	8	29,600	
	軽自動車	二輪車		153	550,800	166	597,600	170	612,000	180	648,000	182	655,200	192	691,200	
		三輪車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		四輪以上	乗用	営業用	0	0	0	0	1	6,900	2	12,400	4	28,800	5	37,000
				自家用	4,717	45,612,900	4,792	48,012,900	4,878	49,903,800	4,985	51,945,900	5,040	53,422,800	5,086	55,122,000
			貨物用	営業用	74	266,600	76	284,900	75	274,400	70	267,900	73	285,200	53	205,700
				自家用	890	4,437,200	874	4,405,000	864	4,437,000	882	4,571,000	904	4,727,000	909	4,778,300
		小型特殊	農耕用		112	268,800	109	261,600	106	254,400	107	256,800	108	259,200	112	268,800
	その他		97	572,300	98	578,200	98	578,200	99	584,100	87	513,300	84	495,600		
	二輪小型自動車				218	1,308,000	231	1,386,000	235	1,410,000	225	1,350,000	233	1,398,000	251	1,506,000
	合 計				6,718	53,983,200	6,793	56,474,600	6,886	58,454,800	7,007	60,612,600	7,084	62,257,100	7,134	64,049,800

資料:課税状況等の調(種別割)

※環境性能割及び種別割は令和7年度まで

(2)三輪の軽自動車、四輪以上の軽自動車の内訳(種別割)

(単位:円・台・円)

軽自動車(2輪車除く)			税率	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
				台数	税額	台数	税額	台数	税額
旧税率	三輪車		3,100	0	0	0	0	0	0
	四輪以上	乗用 営業用	5,500	1	5,500	1	5,500	1	5,500
		乗用 自家用	7,200	1,143	8,229,600	925	6,660,000	625	4,500,000
		貨物 営業用	3,000	9	27,000	6	18,000	6	18,000
		貨物 自家用	4,000	151	604,000	114	456,000	89	356,000
	旧税率 計			1,304	8,866,100	1,046	7,139,500	721	4,879,500
新税率	三輪車		3,900	0	0	0	0	0	0
	四輪以上	乗用 営業用	6,900	1	6,900	1	6,900	1	6,900
		乗用 自家用	10,800	2,735	29,538,000	2,971	32,086,800	3,249	35,089,200
		貨物 営業用	3,800	48	182,400	49	186,200	29	110,200
		貨物 自家用	5,000	419	2,095,000	469	2,345,000	493	2,465,000
	新税率 計			3,203	31,822,300	3,490	34,624,900	3,772	37,671,300
重課税率	三輪車		4,600	0	0	0	0	0	0
	四輪以上	乗用 営業用	8,200	0	0	2	16,400	3	24,600
		乗用 自家用	12,900	1,097	14,151,300	1,136	14,654,400	1,202	15,505,800
		貨物 営業用	4,500	13	58,500	18	81,000	17	76,500
		貨物 自家用	6,000	312	1,872,000	321	1,926,000	326	1,956,000
	重課税率 計			1,422	16,081,800	1,477	16,677,800	1,548	17,562,900
75%軽課適用	三輪車		1,000	0	0	0	0	0	0
	四輪以上	乗用 営業用	1,800	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用	2,700	10	27,000	8	21,600	10	27,000
		貨物 営業用	1,000	0	0	0	0	1	1,000
		貨物 自家用	1,300	0	0	0	0	1	1,300
	75%軽課税率 計			10	27,000	8	21,600	12	29,300
50%軽課適用	三輪車		2,000	0	0	0	0	0	0
	四輪以上	乗用 営業用	3,500	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用	5,400						
		貨物 営業用	1,900						
		貨物 自家用	2,500						
	50%軽課税率 計			0	0	0	0	0	0
25%軽課適用	三輪車		3,000	0	0	0	0		
	四輪以上	乗用 営業用	5,200	0	0	0	0		
		乗用 自家用	8,100						
		貨物 営業用	2,900						
		貨物 自家用	3,800						
	25%軽課税率 計			0	0	0	0	0	0
合計	三輪車			0	0	0	0	0	0
	四輪以上	乗用 営業用		2	12,400	4	28,800	5	37,000
		乗用 自家用		4,985	51,945,900	5,040	53,422,800	5,086	55,122,000
		貨物 営業用		70	267,900	73	285,200	53	205,700
		貨物 自家用		882	4,571,000	904	4,727,000	909	4,778,300
	計			5,939	56,797,200	6,021	58,463,800	6,053	60,143,000

資料:課税状況等の調

(3) かさまるくんナンバープレートの交付状況

車種等	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
原付一種（50cc以下）	42枚		36枚		41枚	
かさまる	20枚	48%	14枚	39%	22枚	54%
従来	22枚	52%	22枚	61%	19枚	46%
原付二種乙（90cc以下）	4枚		5枚		1枚	
かさまる	1枚	25%	3枚	60%	0枚	0%
従来	3枚	75%	2枚	40%	1枚	100%
原付二種甲（125cc以下）	30枚		20枚		18枚	
かさまる	15枚	50%	8枚	40%	10枚	56%
従来	15枚	50%	12枚	60%	8枚	44%
ミニカー	0枚		2枚		0枚	
かさまる	0枚	0%	0枚	0%	0枚	0%
従来	0枚	0%	2枚	100%	0枚	0%
小型特殊	16枚		17枚		14枚	
かさまる	8枚	50%	9枚	53%	10枚	71%
従来	8枚	50%	8枚	47%	4枚	29%
合計	92枚		80枚		74枚	
かさまる	44枚	48%	34枚	43%	42枚	57%
従来	48枚	52%	46枚	58%	32枚	43%

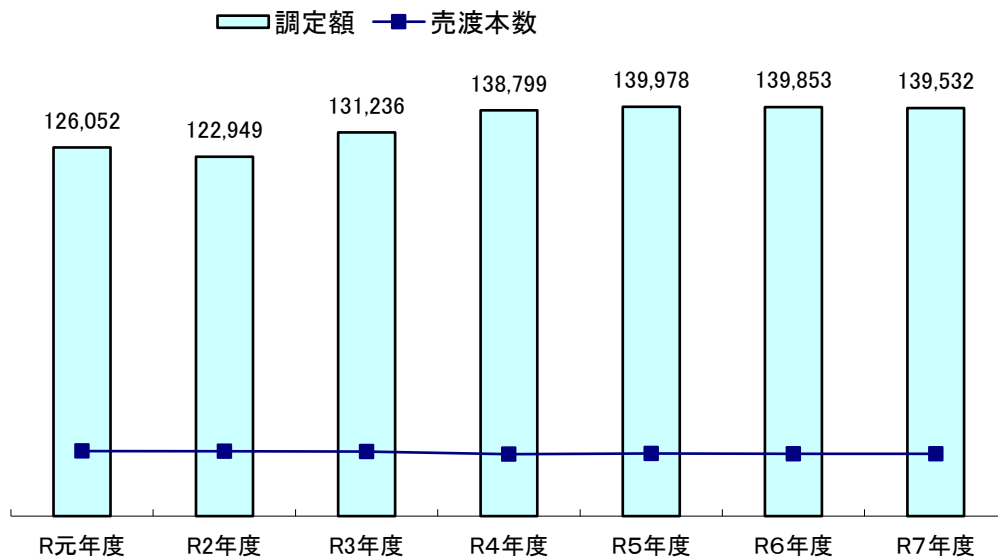
※平成25年8月15日から「かさまるくんナンバープレート」を希望により交付開始

※平成25年8月～令和7年3月末までの「かさまるくんナンバープレート」累計交付枚数 656枚

7 町たばこ税

(単位:千円・千本)

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
調 定 額	126,052	122,949	131,236	138,799	139,978	139,853	139,532
売渡本数	22,241	22,149	22,129	21,184	21,364	21,345	21,296



(1) 収納の状況

町民税(個人)

(単位:円、%)

年度	調 定 額			収 入 済 額			収 納 率		
	現年課税分	滞納繰越	計	現年課税分	滞納繰越	計	現年	滞納	計
3	1,213,093,423	63,140,790	1,276,234,213	1,194,113,108	12,063,899	1,206,177,007	98.4	19.1	94.5
4	1,229,773,198	67,203,753	1,296,976,951	1,209,703,965	8,604,045	1,218,308,010	98.4	12.8	93.9
5	1,264,235,218	74,105,611	1,338,340,829	1,246,858,708	11,582,535	1,258,441,243	98.6	15.6	94.0
6	1,191,714,232	75,049,056	1,266,763,288	1,172,287,748	16,153,079	1,188,440,827	98.4	21.5	93.8
7	1,353,393,556	70,569,925	1,423,963,481	1,330,453,549	17,806,098	1,348,259,647	98.3	25.2	94.7

町民税(法人)

(単位:円、%)

年度	調 定 額			収 入 済 額			収 納 率		
	現年課税分	滞納繰越	計	現年課税分	滞納繰越	計	現年	滞納	計
3	111,568,900	2,509,700	114,078,600	110,932,400	364,100	111,296,500	99.4	14.5	97.6
4	120,352,800	1,972,600	122,325,400	119,716,800	250,200	119,967,000	99.5	12.7	98.1
5	135,599,000	2,208,400	137,807,400	135,011,856	259,800	135,271,656	99.6	11.8	98.2
6	140,366,400	1,982,444	142,348,844	139,777,400	219,800	139,997,200	99.6	11.1	98.3
7	143,795,000	1,973,244	145,768,244	143,229,000	228,400	143,457,400	99.6	11.6	98.4

固定資産税

(単位:円、%)

年度	調 定 額			収 入 済 額			収 納 率		
	現年課税分	滞納繰越	計	現年課税分	滞納繰越	計	現年	滞納	計
3	1,227,340,100	52,449,218	1,279,789,318	1,215,723,000	13,930,215	1,229,653,215	99.1	26.6	96.1
4	1,265,275,700	38,157,603	1,303,433,303	1,248,274,426	7,743,199	1,256,017,625	98.7	20.3	96.4
5	1,284,532,200	45,951,778	1,330,483,978	1,268,007,100	13,298,312	1,281,305,412	98.7	28.9	96.3
6	1,293,413,200	46,944,766	1,340,357,966	1,279,443,600	12,022,844	1,291,466,444	98.9	25.6	96.4
7	1,324,154,200	46,538,163	1,370,692,363	1,311,490,540	11,299,857	1,322,790,397	99.0	24.3	96.5

(注)固定資産税は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金を除く。以下(2)～(10)についても同じ。

軽自動車税

(単位:円、%)

年度	調 定 額			収 入 済 額			収 納 率		
	現年課税分	滞納繰越	計	現年課税分	滞納繰越	計	現年	滞納	計
3	53,969,100	2,858,860	56,827,960	52,814,300	477,500	53,291,800	97.9	16.7	93.8
4	56,479,700	3,330,960	59,810,660	55,480,300	700,594	56,180,894	98.2	21.0	93.9
5	58,466,800	3,427,666	61,894,466	57,153,100	695,100	57,848,200	97.8	20.3	93.5
6	60,672,900	3,612,866	64,285,766	59,426,200	827,823	60,254,023	97.9	22.9	93.7
7	62,263,100	3,594,683	65,857,783	61,069,900	898,731	61,968,631	98.1	25.0	94.1

(注)軽自動車税は種別割のみで環境性能割は除く。以下(2)～(10)についても同じ。

(2) 不納欠損の状況

(単位:件:円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数	税 額	人数	税 額	人数	税 額	人数	税 額	人数	税 額
町 民 税 (個 人)	40	2,689,355	88	4,297,258	100	4,662,129	106	7,413,127	135	5,868,933
町 民 税 (法 人)	7	809,500	3	150,000	7	553,300	9	345,800	3	156,000
固 定 資 産 税	26	11,978,500	41	1,463,900	40	2,258,100	32	2,428,659	52	2,152,317
軽 自 動 車 税	25	218,100	23	202,100	31	433,400	38	437,060	43	454,700
町 税 計	98	15,695,455	155	6,113,258	178	7,906,929	185	10,624,646	233	8,631,950
国 民 健 康 保 険 税	89	13,888,434	114	17,940,663	129	25,352,512	111	22,332,904	113	19,168,283
合 計	187	29,583,889	269	24,053,921	307	33,259,441	296	32,957,550	346	27,800,233

(注)各年度年度末(5月末)現在

(3) 収入未済額(翌年度繰越額)の状況

(単位:円)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
町民税(個人)	現年	353	67,323,248	364	74,371,684	346	75,422,678	340	70,909,334	338	69,969,809
	滞繰	475		564		577		504		457	
町民税(法人)	現年	12	1,972,600	15	2,208,400	12	1,982,444	11	2,005,844	9	2,154,844
	滞繰	25		29		32		31		35	
固定資産税	現年	186	38,157,603	225	45,951,778	270	46,971,966	192	46,462,863	168	45,652,749
	滞繰	185		179		199		194		169	
軽自動車税	現年	121	3,330,960	111	3,427,666	211	3,612,866	131	3,594,683	134	3,434,452
	滞繰	127		138		143		144		122	
町 税 計		110,784,411		125,959,528		127,989,954		122,972,724		121,211,854	
国民健康保険税	現年	309	188,304,367	330	176,281,927	260	153,763,415	270	140,091,743	269	125,881,038
	滞繰	456		465		427		388		363	
合 計		299,088,778		302,241,455		281,753,369		263,064,467		247,092,892	

(注)件数については、現年は5月末、滞繰は3月末の人数のため重複あり

(4) 執行停止の状況

(単位:件:円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
町 県 民 税 (個 人)	38	6,931,035	50	8,695,639	52	15,062,496	46	12,031,460	39	10,372,586
町 民 税 (法 人)	2	243,300	2	243,300	1	100,000	3	568,000	3	462,000
固 定 資 産 税	10	2,252,242	18	4,388,542	20	3,866,542	17	2,316,200	7	507,500
軽 自 動 車 税	10	128,500	15	307,400	20	389,000	17	374,300	14	274,600
町 税 計	60	9,555,077	85	13,634,881	93	19,418,038	83	15,289,960	63	11,616,686
国 民 健 康 保 険 税	47	19,809,280	67	26,514,445	69	29,744,859	60	19,465,772	45	14,945,473
合 計	107	29,364,357	152	40,149,326	162	49,162,897	143	34,755,732	108	26,562,159

(注)各年度翌年6月1日現在

(5) 督促状発送件数と督促手数料、延滞金の状況

(単位:件:円)

	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	督促		延滞金	督促		延滞金	督促		延滞金
	発送件数	督促手数料		発送件数	督促手数料		発送件数	督促手数料	
町民税(個人)	2,345	61,900	1,123,030	2,464	58,600	2,180,044	2,690	46,100	2,313,525
町民税(法人)	35	500	246,500	36	200	32,000	32	0	50,400
固定資産税	2,038	46,200	1,705,100	2,056	32,100	5,669,100	2,050	18,708	1,459,685
軽自動車税	522	6,700	71,300	570	4,000	65,200	496	2,100	86,300
町税計	4,940	115,300	3,145,930	5,126	94,900	7,946,344	5,268	66,908	3,909,910
国民健康保険税	2,614	120,700	2,091,123	2,294	65,600	5,601,169	2,648	53,700	3,086,400
合計	7,554	236,000	5,237,053	7,420	160,500	13,547,513	7,916	120,608	6,996,310

(注)町民税(個人)は普通徴収と特別徴収の合計額を計上。R5以降督促手数料廃止。

(6) 強制執行(差押、交付要求、搜索、公売)の実施状況

(単位:件)

(単位:回)

	差押等執行状況											搜索 件数	公売状況		
	債権						不動産	動産	自動車	交付 要求	合計		ネット 公売	会場 形式	計
	預貯金	給与	生保	売電	残余他										
令和4年度	11	4	3	3	0	1	0	0	1	2	14	0	0	0	0
令和5年度	23	8	5	4	0	6	1	0	0	11	35	0	0	0	0
令和6年度	31	10	3	3	0	15	4	1	2	14	52	7	0	0	0
令和7年度	93	71	12	3	1	6	1	0	0	17	111	0	0	0	0

※債権の給与は新規差押件数を計上 ※※残余他には年金、売掛金、引馬手当、還付金他

資料 : 差押・換価件数状況

(7) 換価の状況

(単位:件:円)

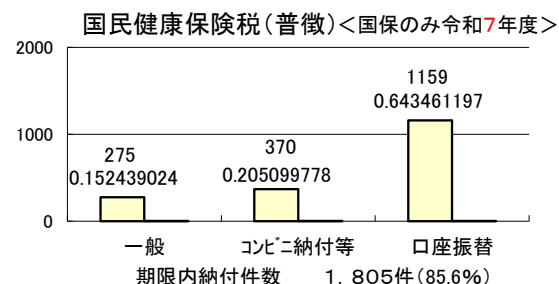
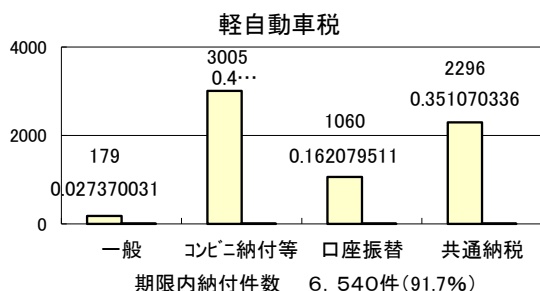
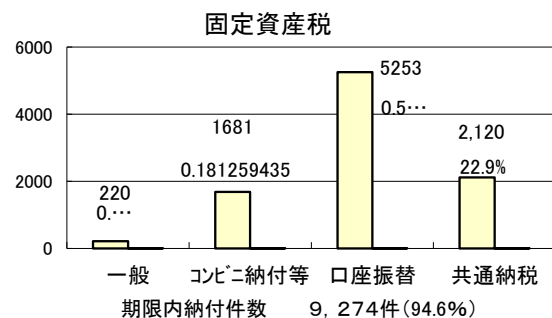
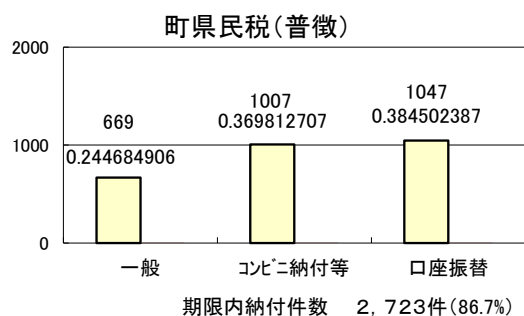
	預貯金等債権の取り立て		公売		交付要求		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和4年度	147	4,620,878	0	0	2	1,427,104	149	6,047,982
令和5年度	129	5,906,531	0	0	2	9,100	131	5,915,631
令和6年度	111	6,288,236	0	0	6	3,732,256	117	10,020,492
令和7年度	204	9,435,840	0	0	7	3,515,002	211	12,950,842

資料 : 差押・換価件数状況

(8) 令和8年度税目別納付方法 (各税目 第1期の期限内納付状況)

(注)督促状発送時までに納付された件数を期限内納付とする。()は督促状発送時の期限内納付率(件数)。

(注)割合は端数調整をしていない。(注)「コンビニ納付等」にはPayPay、LINE Pay、Pay BIによる支払いも含まれる。



(9) コンビニエンスストア収納の状況

(単位:件:円)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	納付額	件数	納付額	件数	納付額
町県民税(普徴)	3,022	93,029,850	3,189	94,318,226	3,245	116,752,111
固定資産税	3,321	100,616,300	3,589	106,782,200	4,110	121,099,716
軽自動車税	3,089	26,558,200	2,130	27,022,423	3,110	27,782,400
町税等計	9,432	220,204,350	8,908	228,122,849	10,465	265,634,227
国民健康保険税	3,084	59,687,326	3,146	62,705,186	3,479	74,308,590
合計	12,516	279,891,676	12,054	290,828,035	13,944	339,942,817

※納付額は督促手数料と延滞金を除く

(10) 決済アプリ(PayB、LINE Pay、Pay Pay)による納付の状況

PayB:平成30年4月導入 PayPay:令和2年12月導入 LINE Pay:令和2年12月～令和7年4月

(単位:件:円)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	納付額	件数	納付額	件数	納付額
町県民税(普徴)	315	13,724,100	395	17,261,900	667	29,053,605
固定資産税	145	5,214,300	120	3,783,000	141	4,542,100
軽自動車税	73	618,300	66	603,400	79	694,600
町税計	533	19,556,700	581	21,648,300	887	34,290,305
国民健康保険税	322	6,967,300	458	9,627,506	515	12,204,500
合計	855	26,524,000	1,039	31,275,806	1,402	46,494,805

※納付額は督促手数料と延滞金を除く

(11) 口座振替による納付の状況

(単位:件:円)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	納付額	件数	納付額	件数	納付額
町県民税(普徴)	3,495	211,361,098	3,053	209,231,897	3,338	191,418,372
固定資産税	17,506	748,799,900	17,179	747,622,600	16,916	772,784,300
軽自動車税	1,100	8,738,800	1,093	8,842,700	1,079	8,878,000
町税計	22,101	968,899,798	21,325	965,697,197	21,333	973,080,672
国民健康保険税	10,351	242,829,900	10,310	251,118,100	9,650	239,934,100
合計	32,452	1,211,729,698	31,635	1,216,815,297	30,983	1,213,014,772

9 その他

(1) 税務証明書等件数・手数料

(単位:件:千円)

	諸証明等		臨時運行許可		合 計	
	件 数	手数料	件 数	手数料	件 数	手数料
令 和 3 年 度	3,381	1,133	535	401	3,916	1,534
令 和 4 年 度	3,653	1,234	509	382	4,162	1,616
令 和 5 年 度	3,117	1,057	525	394	3,642	1,451
令 和 6 年 度	2,749	943	467	350	3,216	1,293
令 和 7 年 度	3,126	871	574	431	3,700	1,302

(2) 町税収納に係る手数料

①口座振替手数料 (単位:件:円)

	令和7年度	
	件 数	金 額
町 県 民 税 (普 徴)	3,436	58,695
固 定 資 産 税	17,186	287,182
軽 自 動 車 税	1,099	17,418
町 税 計	21,721	363,295
国 民 健 康 保 険 税	9,915	169,761
合 計	31,636	533,056

※単価 10円(税別):岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫(上半期)、岐阜商工信用組合、ぎふ農業協同組合

10円(税込):ゆうちょ銀行

20円(税別):三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、大垣西濃信用金庫(下半期)

②窓口収納手数料 (単位:件:円)

	令和7年度	
	件 数	金 額
町 県 民 税 (普 徴 ・ 特 徴)	36,343	2,398,602
法 人 町 民 税	671	44,286
固 定 資 産 税	1,162	76,692
軽 自 動 車 税	308	20,328
町 税 計	38,484	2,539,908
国 民 健 康 保 険 税	3,792	250,272
合 計	42,276	2,790,180

※単価 60円(税別):大垣共立銀行、十六銀行、岐阜信用金庫、大垣西濃信用金庫、ぎふ農業協同組合

30円(税込):ゆうちょ銀行<払込料金>

66円(税込):ゆうちょ銀行<公金払込料金>

③コンビニ収納手数料 (単位:件:円)

	令和7年度	
	件 数	金 額
町 県 民 税 (普 徴)	3,886	371,889
固 定 資 産 税	3,914	374,568
軽 自 動 車 税	3,172	303,560
町 税 計	10,972	1,050,017
国 民 健 康 保 険 税	3,943	377,341
合 計	14,915	1,427,358

※単価 66円(税別)

④共同収納手数料(地方税共同機構) (単位:件:円)

	令和7年度	
	件 数	金 額
M P N 収 納 分	14,614	248,477
A P I 収 納 分	1,285	70,675
合 計	15,899	319,152

※単価<MPN一括伝送方式> 33円(税別)。ただし、ゆうちょ銀行は33円(税込)。

<MPN既存チャネル> 33円(税別)。ただし、ゆうちょ銀行は33円(税込)。複数地方団体へまとめて納付した場合は按分となる。

<API(スマホアプリ等)> 50円(税別)

(3)主な税制改正

総則

適用年度	改 正 内 容	備 考
平成12年度	延滞金の割合 1ヶ月以内の延滞金 7.3%→特例基準割合<公定歩合+4%> (公定歩合は前年の11月30日の経過時の割合)	平成11年4月1日改正
平成25年度	延滞金の割合の見直し 延滞金 14.6%→特例基準割合<貸出約定平均金利+1%>+7.3% 1ヶ月以内の延滞金 7.3%→特例基準割合<貸出約定平均金利+1%>+1% (貸出約定平均金利は前年の12月15日財務大臣告示の割合)	平成25年3月30日改正
平成27年度	個人住民税における還付加算金の起算日の見直し 所得税の還付加算金の起算日と同様(平成27年4月1日以降の還付支出決定)	平成27年3月31日改正
平成28年度	徴収猶予制度の見直し 換価の猶予に係る申請期限等について条例により制定	平成27年12月24日改正
令和5年度	督促手数料徴収の見直し 令和5年度賦課分から督促手数料の徴収を廃止	令和4年12月14日改正

個人町民税

適用年度	改 正 内 容	備 考
平成19年度 (主なもの)	・所得割の税率改正(比例税率化)・所得税から住民税への税源移譲 税率 一律 6% (県民税 一律 4%で、町県民税合わせて10%) ・調整控除の創設 (税源移譲に伴う所得税との人的控除差に基づく税負担の調整措置)	平成18年4月1日改正 "
平成20年度 (主なもの)	・損害保険料控除の廃止及び地震保険料控除の創設 ・住宅借入金等特別税額控除の創設(平成20～28年度に限り適用) 町民税の所得税における住宅借入金等特別控除額等によって算出した一定の金額について個人所得割の額から控除	平成18年4月1日改正 "
平成21年度	・上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例の特例期間の延長(1年延長し、平成21年度まで) 特例税率 10% (所得税7%、住民税3%) ・個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入(平成21年10月から) 65歳以上の基礎年金受給者 適用除外者 老齢等給付年額18万円未満 特別徴収税額が年金額を超える場合 ・寄附金税額控除を新規に規程 寄附金控除の額 (寄附金ー5,000円) * 6% (県民税を含め10%) 適用対象限度額 総所得金額の30% ・上場株式等の売却益と配当等の税率の変更 10%→20% (500万円未満は、10%) ・住宅借入金等特別税額控除の創設(平成21年から平成25年までに入居した者) 所得税における税額控除額と同額(最高9.75万円)を限度に控除 ・上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の延長 平成21年1月1日から平成23年12月31日まで引き続き10%の軽減税率を適用 ・土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設 平成21年、22年の2年間に取得した土地等で、所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、譲渡所得の金額から1,000万円を控除	平成19年4月1日改正 平成20年4月30日改正 平成20年4月30日改正 " 平成21年4月1日改正 " "
平成22年度	・上場株式等の譲渡損失と配当所得の損益通算の特例 22年度より適用 (所得税は21年度適用)	平成20年4月30日改正
平成23年度	・寄附金税額控除の適用下限額の引下げ 5,000円→2,000円 ・上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の延長 平成24年1月1日から平成25年12月31日まで引き続き10%の軽減税率を適用 ・罰則規定の見直し 不申告に関する過料の上限額の引上げ 30,000円→100,000円	平成23年6月30日改正 " "
平成24年度	・扶養控除の見直し 16歳未満の者に対する扶養控除(年少扶養控除) 330,000円→廃止 16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分 120,000円→廃止	平成22年4月1日改正
平成25年度	・生命保険料控除の改組 介護医療保険料控除(適用限度額 28,000円)の創設 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額の変更 35,000円→28,000円	平成22年4月1日改正
平成26年度	・退職所得に係る10%税額控除の廃止 ・均等割の税率改正<平成26年度から平成35年度までの臨時特例> 3,000円→3,500円(町県民税 4,000円→5,000円) ・住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年間延長 平成29年12月までに入居した者で最高13.65万円を限度に控除 * 消費税の税率が8%又は10%である場合のみ適用	平成23年12月2日改正 " 平成25年3月30日改正

適用年度	改 正 内 容	備 考
平成27年度	・年金所得者の寡婦(寡夫)控除に係る申告手続の簡素化 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者は申告書の提出が不要	平成24年3月31日改正
平成28年度	・寄附金控除(ふるさと納税)の特例控除の控除限度額の引き上げ 控除限度額 所得割額の1割を限度→2割を限度 ・寄附金控除(ふるさと納税)ワンストップ特例制度の創設 ・住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年6か月延長 平成31年6月までに入居した者で最高13.65万円を限度に控除 ・住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成33年12月31日まで延長	平成27年3月31日改正 " " 平成28年12月15日改正
平成29年度	・特定配当等、特定株式等譲渡所得等の課税方式選択の明確化 所得税(確定申告)と異なる課税方法を住民税申告で選択できる	平成29年3月31日改正
平成30年度	・医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)の創設(平成34年度まで) 従来の医療費控除とスイッチOTC薬控除のいずれかを選択	平成28年12月15日改正
令和元年度	・配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し 合計所得1千万円を超える者の配偶者控除廃止 配偶者控除額の通減・・・合計所得9百万円超～1千万円以下の者 配偶者特別控除の適用範囲の拡大(合計所得76万円未満→123万円以下) 配偶者特別控除額の通減・・・合計所得9百万円超～1千万円以下の者	平成29年3月31日改正
令和2年度	・住宅借入金等特別税額控除の適用期限を3年延長 令和2年12月までに入居した者で最高13.65万円を限度に控除	平成31年3月29日改正
令和3年度	・給与所得控除及び公的年金等控除額が10万円引下げられ、基礎控除が10万円引上げ ・合計所得金額2,400万円を超える者の基礎控除額及び調整控除が通減、消失 ・障害者・未成年・寡婦(夫)に対する非課税措置の所得要件を10万円引き上げ ・単身児童扶養者(未婚のひとり親)を非課税措置の対象とする 児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得額が135万円以下の者 ・未婚のひとり親に関する税制上の措置や寡婦(寡夫)控除の見直し	平成30年6月14日改正 " " 平成31年3月29日改正 令和2年6月22日改正
令和4年度	・住宅借入金等特別税額控除適用期間13年特例を令和4年12月までに入居した者までに延長	令和3年3月31日改正
令和5年度	・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)をより効果的なものに重点化し、適用期限を5年延長 ・住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年延長 令和7年12月までに入居した者で最高9.75万円を限度に控除	令和3年3月31日改正 令和4年6月17日改正
令和6年度	・特定配当等、特定株式等譲渡所得等の課税方式の一致 所得税(確定申告)と個人住民税で課税方法を一致させる。 ・森林環境税の導入(令和6年1月1日施行) 平成31年の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、個人町民税均等割と併せて1,000円徴収。 ・令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を新設(令和6年2月21日適用) 令和6年分個人住民税についてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる。 ・町民税の減免規定を見直し 大規模災害発生時、減免事由に該当することが明らかな場合の職権による減免を可能とする規定を追加。 ・令和6年度分の個人住民税の特別税額控除(定額減税措置)を新設	令和4年6月17日改正 令和5年6月8日改正 令和6年3月30日改正 " "
令和7年度	・令和7年度分の個人住民税の特別税額控除(定額減税措置)を新設	令和6年3月30日改正
令和8年度	・給与所得控除額を10万円引き上げ、55万円を65万円とする。 ・特定親族特別控除を創設する。 ・扶養親族等に係る所得要件を10万円引き上げ、48万円から58万円とする。 ・特定大口株主配当に係る所得割の課税標準の見直し ・個人の町民税にかかる公的年金等受給者の扶養親族等申告書の見直し ・スイッチOTC医薬品の適用期限を撤廃し、セルフメディケーション税制の適用期限を5年延長 ・住宅借入金特別控除に係る対象の床面積の見直し及び適用期限の5年延長 ・ふるさと納税制度に係る特例控除額について上限額(193万円)を設定 ・肉用牛の売却による事業所得の課税の特例の3年延長 ・優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長	令和7年3月31日改正 令和8年3月31日改正
令和9年度	・暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備	令和8年3月31日改正

法人町民税

適用年度	改 正 内 容	備 考
平成26年度	・法人町民税法人税割の税率引き下げ 12.3%→9.7% 平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用	平成26年3月31日改正
令和元年度	・法人町民税法人税割の税率引き下げ 9.7%→6.0% 令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用	平成28年12月15日改正
令和2年度	・確定申告書の提出期限延長の場合の延滞金の計算期間の見直し ・資本金1億円を超える法人等の電子申告の義務化	平成30年3月31日改正 平成30年6月14日改正

固定資産税

適用年度	改 正 内 容	備 考
平成21年度	・社会医療法人が救急医療等確保事業(救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療)の用に供する固定資産税に係る非課税措置の創設 ・土地に係る負担調整措置の継続 - 負担水準が一定割合以上の場合 前年度課税標準額を引下げ又は据置 - 負担水準が一定割合未満の場合 前年度課税標準額に評価額の5%を加算 ・据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置の継続	平成21年4月1日改正 〃 〃
平成23年度	・罰則規定の見直し - 不申告に関する過料の上限額の引上げ 30,000円→100,000円	平成23年6月30日改正
平成24年度	・原則、土地に係る負担調整措置を継続 - 負担水準が一定割合以上の場合 前年度課税標準額を引下げ又は据置 - 負担水準が一定割合未満の場合 前年度課税標準額に評価額の5%を加算 ・*ただし、住宅用地に係る据置特例については、平成24年度及び平成25年度に限り負担水準90%以上の住宅用地について存続した上で平成26年度に廃止 ・据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置の継続	平成24年3月31日改正 〃
平成26年度	・住宅バリアフリー改修に係る減額措置の適用期限の延長 - 改修期限が平成28年3月31日まで延長 ・省エネ改修に係る減額措置の適用期限の延長 - 改修期限が平成28年3月31日まで延長 ・地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の追加 - 汚水又は廃液処理施設(特例割合1/3)、 浸水防止用設備(特例割合2/3) - 指定物質排出抑制施設(特例割合1/2)、 ノンフロン製品(特例割合3/4) - 特定有害物質排出抑制施設(特例割合1/2)	平成25年3月30日改正 〃 平成26年3月31日改正
平成27年度	・土地に係る負担調整措置の継続 - 負担水準が一定割合以上の場合 前年度課税標準額を引下げ又は据置 - 負担水準が一定割合未満の場合 前年度課税標準額に評価額の5%を加算 ・据置年度においても評価額を下落修正できる特例措置の継続 ・地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の追加 - サービス付高齢者向け賃貸住宅(特例割合2/3)	平成27年3月31日改正 〃 〃
平成28年度	・特定空家等に係る土地の住宅用地の特例措置の除外 - 必要な措置の勧告対象となった特定空家等に係る土地 ・省エネ改修に係る減額措置の適用期限の延長 - 改修期限が平成30年3月31日まで延長 ・地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の追加 - 電気事業者による再生可能エネルギー発電設備 - 太陽光、風力(特例割合2/3)、水力、地熱、バイオマス(特例割合1/2)	平成27年3月31日改正 平成28年3月31日改正 〃
平成29年度	・地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の追加 - 家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育(特例割合1/2) - 企業主導型保育(特例割合1/2) - 市民緑地(特例割合2/3) ・居住用超高層建築物(60m超タワーマンション)の課税の見直し 「階層別専有床面積補正率」の導入(H29.4新築以降)	平成29年3月31日改正 平成29年6月15日改正 平成29年3月31日改正
平成30年度	・土地に係る負担調整措置の継続 - 負担水準が一定割合以上の場合 前年度課税標準額を引下げ又は据置 - 負担水準が一定割合未満の場合 前年度課税標準額に評価額の5%を加算 ・税負担軽減措置の見直し - 特定再生可能エネルギー発電設備の最初の3年間 - 水力・地熱・バイオマス(特例割合2/3)太陽光・風力(特例割合3/4) ・生産性向上特別措置法の規定により中小企業の一定の設備投資について、償却資産にかかる固定資産税をゼロとする時限的な特例措置の創設	平成30年3月31日改正 平成30年3月31日改正 平成30年6月14日改正
令和3年度	・使用者を所有者とみなす制度の拡大 ・現に所有している者の申告の制度化 ・土地に係る負担調整措置の継続 ・令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について前年度の税額に据置	令和2年3月31日改正 〃 令和3年3月31日改正 〃
令和4年度	・令和4年度に限り、負担調整措置により税額が増加する商業地等について、課税標準額の上昇幅を評価額の5%から2.5%に引き下げ ・省エネ改修に係る減額措置の拡充、縮減及び適用期限の延長 - 適用対象の住宅を「平成26年4月1日に存していた住宅」に拡充、工事費要件を60万円超に縮減、改修期限が令和6年3月31日まで延長 ・税負担軽減措置の見直し - 公害防止用設備(特例割合4/5)	令和4年4月1日改正 〃 〃
令和5年度	・長寿命化に資する大規模修繕を行ったマンションに対する税額の軽減措置を創設。	令和5年3月31日改正

適用年度	改 正 内 容	備 考
令和3年度	・グリーン化特例(軽課)の適用対象を電気自動車に限定し、2年延長 新規車両検査登録の翌年度に限り適用(R3・R4年度に新規車両登録検査) ・環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減措置の延長 ・種別割のグリーン化特例のうち、燃費性能等の優れた営業用乗用車の特例期限を2年延長	平成31年3月29日改正 令和3年3月31日改正 //
令和5年度	・環境性能割の臨時的軽減措置の規定の削除 ・グリーン化特例(軽課)の適用期限を延長 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のガソリン軽自動車の種別割の特例期限を、新規車両検査登録は令和8年3月31日まで3年間延長 令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のガソリン軽自動車の種別割の特例期限を、営業用乗用車の初年度登録は令和7年3月31日まで2年間延長 ・種別割のミニカー区分において、三輪以上の特定小型原動機付自転車(電動キックボード)を除外し、原動機付自転車1種(50cc)に該当させる(令和5年7月1日施行) ・燃費・排ガス不正車の課税の特例(令和6年1月1日施行) 納付不足額を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例の加算の割合を10%から35%へ引き上げ	令和5年3月31日改正 令和5年6月8日改正 令和5年6月8日改正
令和7年度	・二輪車の車両区分の見直し 新基準原付 第一種50cc超～125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 2,000円 ・身体障害者等に対する種別割の減免申請時に、「特定免許情報」が記録されたマイナンバーカードの提示をする規定を追加	令和7年3月31日改正
令和8年度	・環境性能割の廃止 ・グリーン化特例の適用期限の2年延長	令和8年3月31日改正

町たばこ税

適用年度	改 正 内 容	備 考
平成19年度	・特例税率の廃止 旧3級品以外のたばこ <u>3,064円/1,000本</u>→ <u>3,298円/1,000本</u> 特例税率を廃止し、当該税率を本則税率とするもので、実質税率変更なし	平成19年4月1日改正
平成22年度	・税率改正(平成22年10月1日～) 旧3級品以外のたばこ <u>3,298円/1,000本</u>→ <u>4,618円/1,000本</u> 旧3級品のたばこ <u>1,564円/1,000本</u>→ <u>2,190円/1,000本</u>	平成22年4月1日改正
平成23年度	・罰則規定の創設 不申告に関する過料の上限額 <u>100,000円</u>	平成23年6月30日改正
平成25年度	・税率改正(平成25年4月1日～) 旧3級品以外のたばこ <u>4,618円/1,000本</u>→ <u>5,262円/1,000本</u> 旧3級品のたばこ <u>2,190円/1,000本</u>→ <u>2,495円/1,000本</u>	平成23年12月2日改正
平成28年度	・旧3級品たばこの特例税率の段階的廃止 平成28年度 <u>2,925円/1,000本</u> 平成29年度 <u>3,355円/1,000本</u> 平成30年度 <u>4,000円/1,000本</u> 平成31年度以降 <u>5,262円/1,000本</u>	平成27年3月31日改正
平成30年度	・税率改正(平成30年10月1日～) 平成30年度 <u>5,692円/1,000本</u> 令和2年度 <u>6,122円/1,000本</u> 令和3年度 <u>6,552円/1,000本</u> ・旧3級品たばこの税率の据置き 4,000円/1,000本を平成31年4月1日～同年9月30日まで適用 ・喫煙用の製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を創設し、紙巻たばこへの換算方法について、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式に5年かけて移行 平成30年10月1日～段階的に実施	平成30年6月14日改正
令和8年度	・加熱式たばこに係る課税方式を、紙巻たばこの税負担水準の均衡を図る方式に見直し 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻きたばこの1本に換算する方法 上記以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻きたばこの1本に換算する方法	令和7年3月31日改正

特別土地保有税

適用年度	改 正 内 容	備 考
平成15年度	・課税停止 ・特別土地保有税審議会の廃止 平成15年6月13日公布	平成15年4月1日改正
平成23年度	・罰則規定の見直し 不申告に関する過料の上限額の引上げ <u>30,000円</u>→<u>100,000円</u>	平成23年6月30日改正

その他の改正 (手数料関係)

適用年度	改 正 内 容	備 考
平成13年度	・税証明手数料 200円→300円 (評価証明は土地、家屋1筆1棟増すごとに40円→廃止) ・臨時運行許可申請手数料 650円→750円 ・住宅用家屋証明申請手数料 1,200円→1,300円	平成13年10月1日改正 " "
令和5年度	・督促手数料 令和5年度以降徴収廃止 但し、令和4年度以前の督促手数料は従前のとおり徴収	令和4年12月14日改正

その他の改正 (新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における改正)

適用年度	改 正 内 容	備 考
令和2年度	・町税の徴収猶予の特例制度	令和2年4月30日改正
令和3年度	・令和3年度分にかかる中小事業者などが所有する償却資産や事業用家屋に関する固定資産税の軽減措置	令和2年4月30日改正

(4) 事務電算化の経緯

年 度	業 務 内 容
昭和41年	羽島郡税務事務等共同処理協議会発足 バロース製会計機7501、宛名印刷機を導入した住民税(普通徴収)、固定資産税、国民健康保険税の令書及び台帳作成
昭和43年	水道料金、国民年金保険料の納付書作成
昭和48年	バロース製TK-7100導入(カナ処理)
昭和50年	岐阜県情報センターへ委託 固定資産税、水道料金の電算処理(カナ処理)
昭和53年	羽島郡税務事務等共同処理協議会解散
昭和54年	住民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、国民年金保険料の電算処理(カナ処理)
昭和55年	住民記録の電算処理(漢字処理)
昭和56年	国民年金保険料の電算処理(カナ処理)
昭和57年	住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、国民年金保険料の電算処理(漢字処理)
昭和59年	水道料金の電算処理(漢字処理)
昭和61年	住民記録窓口システム導入(機能分担方式:MAST-II) (オフィスコンピュータ(富士通K-250R)、機器更新:平成2年、平成6年)
昭和62年	住民記録窓口システムに収納管理消込証明システムを追加導入(OCR機器導入) (住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、国民年金保険料)
平成2年	住民記録窓口システムに印鑑登録システムを追加導入
平成3年	住民記録窓口システムに水道料金消込システムを追加導入
平成5年	住民記録窓口システムに下水道使用料消込システムを追加導入
平成7年	法人町民税システム導入
平成8年	家屋評価計算システム導入
平成10年	クライアント/サーバ型住民情報システム導入(機器更新:平成18年1月) (住民記録窓口システム(MAST II)→C/S住民情報システム)
平成12年	土地評価システム導入(アジア航測)
平成14年	C/S住民情報システムに収納支援システムを追加導入 申告支援システム導入 C/S住民情報システムから国民年金保険料を削除(国での徴収に変更) C/S住民情報システムから水道・下水道料金を削除(水道・下水道システム導入)
平成21年	(10月より住民税の年金特徴開始)
平成22年	エルタックス利用開始(エルタックス審査システム)
平成23年	総合行政情報システム導入(H23.8稼動:ASP方式) (C/S住民情報システム→総合行政情報システム) 住民税課税資料イメージ作成(課税台帳連携)システム導入 国税連携システム・国税データ連携システム利用開始
平成24年	(11月より口座振替データ伝送開始)
平成27年	(コンビニエンスストア収納開始 : 十六コンピュータサービスへ委託)
平成28年	マイナンバー運用開始に伴うマイナンバー記載の義務化 ・法人町民税、固定資産税(償却資産) ・個人住民税は平成29年度課税分より

年 度	業 務 内 容
平成29年	マイナンバー制度による「情報連携」の本格運用開始
平成30年	スマートフォン決済アプリPayB(ペイビー)による収納開始(平成30年4月1日から)
令和元年	10月より、地方税共通納税システム(地方税共同機構)による町県民税・特別徴収及び法人町民税等の収納開始 令和2年度(平成31年分＝令和元年分)確定申告より国税データ連携による申告開始
令和2年	スマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」による収納開始(令和2年12月1日から)
令和4年	12月より、ゆうちょ銀行に係る口座振替をISDN回線からADPサービスへ切替え 証明書発行手数料について、窓口での手数料納付方法にクレジット払い、スマートフォン決済アプリによる収納開始(令和4年10月1日から)
令和5年	・4月より、地方税共通納税システム(地方税共同機構)による固定資産税及び軽自動車税(種別割)の収納開始 ・口座振替に係るISDN回線が令和5年12月をもって廃止されることに伴い、次のとおり切替える ADPサービスへ切替え:ぎふ農業協同組合 全銀VALUXサービスへ切替え:十六銀行、大垣共立銀行、三菱UFJ銀行、岐阜信用金庫 大垣西濃信用金庫、岐阜商工信用組合
令和7年	・スマートフォン決済アプリ「LINE Pay」は令和7年4月23日をもってサービス終了

(5)調整給付金事務

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の「定額減税」が行われました。

その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、令和6年度に当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金(当初給付)」を支給、また「調整給付金(当初給付)」が推計額での給付であったため、不足が生じた者に対し、令和7年度に「調整給付金(不足額給付)」が支給されました。

○調整給付金給付実績等

【当初給付】	対象	実績	割合
給付金額	170,480千円	165,180千円	96.9%
給付人数	4,017人	3,830人	95.3%
給付人数(扶養親族を含む)	7,373人		
【不足額給付】	対象	実績	割合
給付金額	77,860千円	75,770千円	97.3%
給付人数	2,782人	2,679人	96.3%

○受付給付状況

		受 付			給 付	
		郵送、窓口	オンライン	計	人数	金額(千円)
【当初給付】	令和6年7月	1,898件	602件	2,500件	725人	35,550千円
	8月	452件	107件	559件	2,112人	90,920千円
	9月	256件	68件	324件	374人	15,650千円
	10月	362件	83件	445件	272人	11,100千円
	11月	6件	1件	7件	345人	11,900千円
	12月	0件	0件	0件	2人	60千円
	合 計	2,974件	861件	3,835件	3,830人	165,180千円
【不足額給付】	令和7年7月	10件	165件	175件	-	-
	8月	135件	70件	205件	1,724人	46,920千円
	9月	423件	159件	582件	502人	16,450千円
	10月	380件	79件	459件	303人	8,710千円
	11月	0件	0件	0件	147人	3,620千円
	12月	0件	0件	0件	3人	70千円
	合 計	948件	473件	1,421件	2,679人	75,770千円

(6)相続財産清算人制度の活用

相続人全員が相続放棄をして相続する者がなくなった場合(または相続人の存在、不存在が明らかでないとき)には、家庭裁判所は債権者等からの申立てにより、相続財産の清算人を選任します。

相続財産清算人は、被相続人(亡くなった方)の債権者等に対して債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

この制度を利用して、固定資産税の課税を保留物件について、下記のとおり申立てを行いました。

○申立状況

年 度	申立件数	受理件数	完了件数	予納金額	予納金返還額
令和6年度	1件	1件	0件	500,000	
令和7年度	2件	2件	1件	1,000,000	265,134
合 計	3件	3件	1件	1,500,000	265,134